

- 新年のごあいさつ 理事長/尾崎英俊
- 知って安心!! 出産育児一時金の受取代理制度の新設について
- 自家調剤における調剤報酬請求事項の一部変更のお知らせ
- 保健日より「久能山「萩原農園」いちご狩りと三保松原「羽衣亭」ミニ懐石料理」



新年のごあいさつ

神奈川県薬剤師国民健康保険組合
 理事長 尾崎 英俊

明けましておめでとうございます。

ご一家お揃いでさわやかな新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

皆様のご協力を得まして組合の事業も順調に運営しておりますことをご報告申し上げますと共に厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご存知のとおり昨年6月に医療制度改革関連法が成立しました。改正内容は多岐（紙面の都合で割愛いたします）にわたり、改正年度も複数年に及んでおります。

今回の改正を私なりに考えますと大きく分けて次の二点だと思っております。

まず一点目は、平成20年4月から老人保健制度に代わる新しい制度として75歳以上の方は、各都道府県につくられる高齢者医療広域連合に移行され、保険料などもそちらに納めていただく事になります。薬剤師国保組合の資格を喪失しますが、本人の希望により被保険者でない「組合員」として組合に残ることができるという複雑な仕組みになります。そのため本年中に該当する皆様の意向調査を行いますのでその節はご協力をお願いいたします。

二点目は、同じく平成20年4月から40歳以上の加入者全員を対象に生活習慣病予防のための特定健康診査と特定保健指導が各組合に義務付けられました。

これらは増え続ける総医療費の約3分の1

を占め、死因の約3分の2を占めると言われる生活習慣病予防対策として実施されるものと理解しています。具体的実施方法等につきましては厚労省や県の指針に沿って進めたいと考えています。この事業の狙いは「自分の健康は自分で管理する」ことであり、働きざかりの人達の健康をどう維持させるかに着目している様に思います。組合にとりましては大変困難な事業ではありますが、困難なだけに大いに評価できる事業ですし、この事業の成否が将来の我が国の健康保険制度を維持するカギになると思います。

世界に誇れる皆保険制度を維持する最も大事な柱は、①医療を受ける被保険者②医療を提供する医療機関（私達もその一端を担っています）③診療報酬を支払う組合等の保険者から成り立っていますので、お互いに立場を理解し協力し合う事が大切だと考えています。

いずれにしましても医療制度改革法は、来年4月の実施に向けて組合の業務にも大いに影響があると予測されますが、役職員一同協力して一層の努力をしております。

最後になりましたが皆様のご健勝をお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。



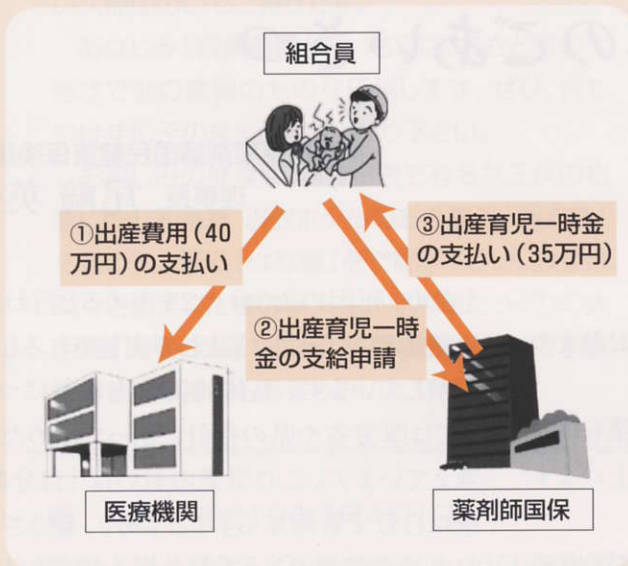
国保の最新情報をご覧いただけます
<http://www.kyokokuho.or.jp>

知って 安心!!

出産育児一時金の受取代理制度の新設により、医療機関の窓口で、多額の出産費用を支払う必要がなくなります!

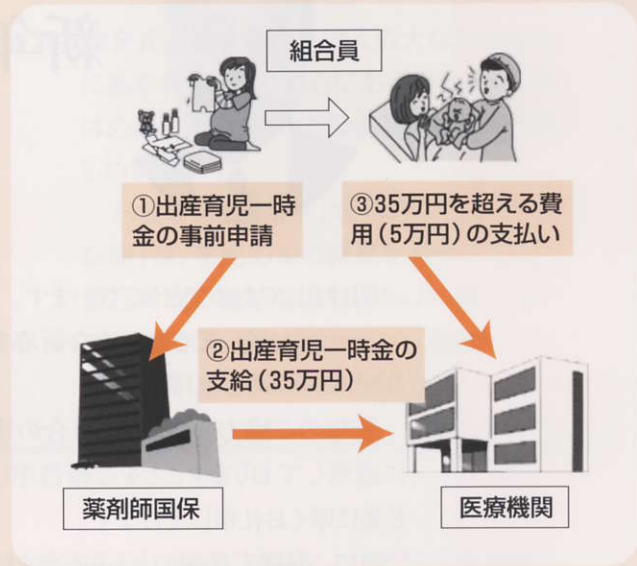
例えば、出産費用が40万円かったとき

【現行制度】



※現行制度は、今後も継続します。

【受取代理制度】



※医療機関からの請求が35万円に満たない場合は、その差額分を薬剤師国保から組合員に支給します。

受取代理制度の手続きの流れについて

- ① 出産育児一時金の事前申請をする旨、薬剤師国保に連絡して下さい。出産育児一時金請求書（事前申請用）と病院に提出するようお願い文書を郵送します。
- ② 請求書に必要事項を記入し、出産予定の医療機関に『受取代理人欄』の記入を依頼して下さい。
- ③ ②の請求書に母子健康手帳等、出産予定日を証明する書類の写しを添付して薬剤師国保宛に郵送して下さい。
- ④ 薬剤師国保で審査し、医療機関に通知します。
- ⑤ 出産後、医療機関から薬剤師国保に出産費請求書と出生証明書の写しが送付され、出産費用に応じて出産育児一時金を支払います。

申請の際の留意事項

- 申請は出産予定日まで1ヶ月以内の方が対象になります。
- 受取代理人である医療機関以外で出産することとなった場合は速やかに薬剤師国保に申し出て下さい。
- 他の健康保険から出産育児一時金が支給される方（健康保険などの加入期間が1年以上あり、退職後半年以内に出産した場合）には、薬剤師国保からは支給しません。